

# 令和5年度平均保険料率に関する論点について



# 令和5年度 平均保険料率に関する論点

## 1. 平均保険料率

### 《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和3年度決算は、収入が11兆1,280億円、支出が10兆8,289億円となり、**前年度に減少していた医療費が新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加した。**このことにより、**収支差は2,991億円と前年度の6,183億円から大幅に減少した。**
- ✓ 協会けんぽの今後の財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の要因により楽観を許さない状況である。
  - ・ 被保険者数の伸びが平成29年9月をピークに鈍化傾向にあることや、世界情勢の悪化に伴う資源価格の高騰等で**不透明さが増す経済状況により、コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できないこと。**
  - ・ **医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること。**
  - ・ 健康保険組合の令和4年度予算早期集計では、約7割の組合が赤字を計上している。今後、協会けんぽと同様に、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれ、財政状況の悪化した組合が解散を選択し協会けんぽに移る事態が予想されること。
  - ・ 高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載及びそれらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加等、医療費の伸びに大きく影響する不確定要素が存在すること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、**平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。**

## 1. 平均保険料率

### 【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和5年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

## 2. 保険料率の変更時期

### ≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

### 【論点】

- 令和5年度保険料率の変更時期について、令和5年4月納付分（3月分）からでよいか。

## これまでの運営委員会における平均保険料率に関する運営委員の主な意見

- 協会けんぽを取り巻く環境が大幅に変化する中で、保険料率や今後の財政運営について、従来どおりの議論をするだけでは事業主や被保険者の期待に応えられないと考える。**被保険者数、総報酬、保険給付に基づく単純予測のみではなく、制度改革、薬価、物価、中小企業の経営など、様々な指標を加えて精緻な分析を行って、それに基づき保険料率を議論することがそろそろ必要**なのではないか。また、その議論に基づく**広報を強力に実施し、事業主、被保険者に現状をもっとご理解いただくことも重要**である。医療費の伸びを考えると待ったなしの状況になっていることを改めてご理解いただいた上で、今後の保険料率の議論を進めていただくようお願いしたい。
- 今後の議論に向けて、わかりやすく示していくことが重要と考えている。単年度収支差と準備金残高の推移を見ても、準備金残高が5.2か月分に積み上がっている。今後、コロナ禍の長期化により、支部によっては、保険料率の引き下げを求める意見がこれまで以上に高まる可能性もある。こうした中で**法定の準備金は1か月分とされていることや、全国平均保険料率10%が維持されてきたことを併せて考えると、今後の議論に際しては、これまで以上に納得感が重要になってくる**のではないか。保険料率を引き下げた場合に収支がどうなっていくのかということについても推計を示していただき、より納得感が高まるような議論をしていくべきと考える。
- 事業主も被保険者もコロナの影響を受けており、平均保険料率は10.0%で下がらない状況にある。そんな中、**健診・保健指導で、自己負担または事業主負担の軽減や対象拡大といった直接的な恩恵を受ければ、多少なりとも納得感に繋がる**のではないか。
- 協会けんぽの財政状況は、赤字構造が続き、将来的にも不安定な状況が続くこと、さらに今後新型コロナウイルス感染症の再拡大や大規模災害などがないとは言えず、制度の安定的な運営のために、今は平均保険料率を現行の10%に維持する。そして**将来的な保険料の引き上げにつながらないようにすることが重要**だと感じる。準備金の残高が積み上がっている中で、特定健診等の補助率のアップを何とか実現し、平均保険料率10%を維持しながら、協会けんぽの運営を維持していただきたい。

# 協会けんぽ（医療分）の2021（令和3）年度決算を足元とした収支見通しについて

## 2021年度の協会けんぽの決算について 協会けんぽの2021年度の収支【医療分】

（単位：億円）

		備考(内訳)	
収入	保険料収入	98,553	被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料
	国庫補助等	12,463	
	その他	264	資格喪失後受診に係る返納金等の債権回収額等
	計(A)	111,280	
支出	保険給付費	67,017	協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用
	前期高齢者納付金	15,541	} 高齢者医療制度等への拠出金(介護を除く)
	後期高齢者支援金	21,596	
	退職者給付拠出金	1	
	その他	4,134	健診の費用補助分や保健指導費、人件費・賃借料等の運営経費を含む
	計(B)	108,289	
単年度収支差(A-B)		2,991	
準備金残高		43,094	過年度の残高40,103億円+2021年度収支差2,991億円
保険料率		10.00%	労使折半(5.00%ずつ)で負担

(注) 協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

# 協会けんぽ（医療分）の2021（令和3）年度決算を足元とした収支見通しについて

## 試算前提

2022、2023年度についてはそれぞれ直近の協会けんぽの実績等を踏まえている。

## 今後の被保険者数等

2022年度	2023	2024	2025	2026	2027
▲0.2%	▲0.9%	「日本の将来推計人口」(2017年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計			

## 今後の医療給付費

2022年度	2023	2024	2025	2026	2027
1.0%	1.6%		75歳未満 75歳以上*	2.0% 0.4%	

\*後期高齢者支援金の推計に使用

## 今後の賃金上昇率

2022年度	2023	2024	2025	2026	2027
1.9%	1.4%	ケースⅠ 0.8%	ケースⅡ 0.4%	ケースⅢ 0.0%	

# 協会けんぽ（医療分）の2021（令和3）年度決算を足元とした収支見通しについて

## 試算結果

現在の保険料率（10%）を据え置いた場合

（単位：億円）

賃金上昇率（2024年度以降）		2022年度	2023	2024	2025	2026	2027
Ⅰ 0.8%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	5,400	2,200	1,800	700	200	▲700
	準備金	48,500	50,700	52,400	53,200	53,300	52,600
Ⅱ 0.4%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	5,400	2,200	1,400	0	▲900	▲2,200
	準備金	48,500	50,700	52,100	52,100	51,200	49,000
Ⅲ 0.0%で一定	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
	収支差	5,400	2,200	1,000	▲700	▲1,900	▲3,700
	準備金	48,500	50,700	51,700	51,000	49,100	45,400

ケースⅠの場合でも2027年度に、ケースⅢの場合は2025年度に単年度収支差が赤字となる見込み

均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

賃金上昇率	2023年度	2024	2025	2026	2027
Ⅰ 0.8%で一定	9.8%	9.8%	9.9%	10.0%	10.1%
Ⅱ 0.4%で一定	9.8%	9.9%	10.0%	10.1%	10.2%
Ⅲ 0.0%で一定	9.8%	9.9%	10.1%	10.2%	10.4%

ケースⅠの場合でも2027年度に、ケースⅢの場合は2025年度に保険料率が10.0%を超えてしまう

## 令和4年度平均保険料率に関する広島支部評議員の主な意見

### 1. 平均保険料率

- 今後、高齢者の医療費が増大していくことを考えれば、保険料率を下げるのは難しい。また、給与水準が劇的に改善されることも想定できず、現在の平均保険料率をできる限り長く維持できるよう取り組むべきである。

### 2. 保険料率の変更時期

- 令和4年度保険料率の変更時期を令和4年4月納付分（3月分）とすることについて、特段の異議なし。